

産業課

環境保全型農業直接支払交付金

- 【対象】国が定める対象活動に取り組む組織
 【内容】有機農業などの地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して交付
 【補助額】取組みメニューによる定額単価

多面的機能支払交付金

- 【対象】国が定める対象活動に取り組む組織
 【内容】農地、水路、農道などの地域資源を共同活動で保全管理している活動組織に交付
 【補助額】取組みメニューによる定額単価

新規就農者支援事業費補助金

- 【対象】新規就農者及び農業後継者
 【内容】必要な技術等を習得する就農前研修を支援
 【補助額】月額10万円（1年以内）

半農半X支援事業費補助金

- 【対象】半農半X実践者
 【内容】県外からのUIターン者の農業研修等の支援
 【補助額】月額12万円（1年以内）

農業研修経費等補助金

- 【対象】産業体験者等
 【補助額】産業体験事業の助成金へ上乘せ：3万円/月
 町独自の研修に要する経費：15万円/月
 研修生の受入れに要する経費：3万円/月

中規模農業者による農地維持のための機械等整備支援

- 【対象】67歳未満の者
 【内容】認定農業者等の担い手以外の農業者で5年以内に5ha以上の経営を目指す方の機械施設整備を支援
 【補助額】上限500万円/経営体

定年等帰農者営農開始・定着支援

- 【対象】67歳未満の定年帰農者等
 【内容】定年等帰農者が新たに担い手不在集落で農業経営を開始した場合に、営農を安定するための助成経費及び機械施設整備を支援
 【補助額】上限500万円/経営体

有機転換推進事業

- 【対象】慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者
 【内容】持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援
 【補助額】交付単価2万円/10a以内

農産加工施設整備支援事業補助金

- 【対象】町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者又は新たな取組により町内において事業化を目指す個人又は任意団体
 【内容】地域資源を活かした加工品の製造施設整備に係る経費の一部を助成
 【補助額】施設建設事業：上限100万円
 機械器具導入事業：上限50万円
 ※既存機器の更新は上限30万円

地域農業維持発展支援事業費補助金

- 【対象】地域計画のうち目標地図に位置づけられた又は当該年度中に位置づけられることが確実な「農業を担う者」
 【内容】将来にわたって農地を利用する農業を担う者の機械施設整備を支援
 【補助額】上限50万円

自給率向上事業補助金

- 【対象】町内に出荷した農業者
 【内容】大豆の生産・出荷に対し支援
 【補助額】1kgあたり200円以内の助成

有機農業チャレンジ支援事業

- 【対象】新たに有機農業に取り組む農業者
 【内容】有機栽培の試行的な取組に要する経費を支援
 【補助額】上限30万円

有機JAS認証拡大支援事業費補助金

- 【対象】有機JAS認証新規及び認証面積拡大申請者
 【内容】認証取得にかかる経費の一部を助成
 【補助額】有機JAS認証の新規
 （初回上限50万円、2回目以降上限25万円）
 認証面積の拡大（上限25万円）

吉賀町自伐型林業路網整備事業費補助

- 【対象】 森林所有者
- 【内容】 作業道を開設、修繕、拡幅する事業に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 開設延長
- 1. 5～2. 0m：上限50万円
 - 2. 0～2. 5m：上限70万円
- 修繕・拡幅：上限10万円

高津川流域産木材活用促進事業費補助金

- 【対象】 自ら居住するための住宅を新築、増築、改築する町民
- 【内容】 高津川流域産木材を50%以上使用した住宅の取得等に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 上限20万円

高津川流域木材を生かした家具・建具づくり支援事業費補助金

- 【対象】 自ら居住する住宅において、町内業者に発注し施工する者
- 【内容】 高津川流域産木材を活用した家具・建具作成に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 上限10万円

再生の森事業

- 【対象】 林業事業者
- 【内容】 荒廃しているスギ又はヒノキ人工林伐採に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 交付率・交付限度額は事業内容により異なる

住宅改修支援事業補助金

- 【対象】 吉賀町建築推進協議会の会員を利用して実施する者
- 【内容】 住宅の改修に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 上限20万円

地域商業等支援事業費補助金

- 【対象】 島根県の要綱に定める要件を満たす者
- 【内容】 小売店等開業支援事業、買い物不便対策事業及び移動販売・宅配支援事業に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 交付率・交付限度額は事業内容により異なる

農地流動化奨励事業費補助金

- 【対象】 農地の賃借権又は使用貸借による権利の設定を行い、農業委員会の承認を受けた農業者
- 【内容】 6年以上の農地の賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者に奨励金を交付
- 【補助額】 10aあたり新規設定1万円・再設定8千円

担い手集積支援金

- 【対象】 認定農業者等
- 【内容】 農地中間管理機構から農地を借り入れる認定農業者等の担い手を支援
- 【補助額】 島根県の要綱に基づく

狩猟免許取得更新等事業費補助金

- 【対象】 町内の狩猟クラブに所属し、鳥獣管理捕獲班員になる見込みの者
- 【内容】 狩猟免許取得に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 あみ猟、わな猟：6,000円
- 第1種猟銃：40,000円
 - 第2種猟銃（空気銃）：18,000円
 - 猟銃所持許可更新：30,000円
 - 第1種及び第2種猟銃更新：8,000円

鳥獣管理捕獲器具整備事業補助金

- 【対象】 吉賀町鳥獣管理捕獲班員
- 【内容】 捕獲器具の整備に要する経費の一部を助成
- 【補助額】 補助対象経費の2分の1以内

農作物等鳥獣被害防止対策事業費補助金

- 【対象】 個人又は法人（町内に住所又は事業所を有する、又は町内に農地を所有又は管理する）
- ①鳥獣から農林作物等を保護するための施設設置の経費の一部を助成
 - 【補助額】 上限10万円
 - 3戸以上の受益者を有する：上限50万円
 - ②動物駆逐用煙火取扱い講習会、煙火購入及び関連資材購入に要する経費の一部を助成
 - 【補助額】 上限1万円
 - ③工事費5万円以上の畦畔修繕（獣被害）に要する経費の一部を助成
 - 【補助額】 上限15万円

企画課

再生可能エネルギー設備等導入支援事業

【対象】町内に住所を有する者、町内の住宅、若しくは建築予定の住宅へ対象設備を設置する者

- ①住宅用太陽光発電設備 【補助額】 上限9万円
- ②住宅用蓄電池設備 【補助額】 上限5万円
- ③住宅用太陽熱利用設備 【補助額】 上限20万円
- ④木質バイオマス熱利用設備 【補助額】 上限20万円

空き家活用集落担い手確保事業

【対象】空家バンク登録者および利用者

【内容】空家バンクを利用した家屋の改修に係る経費の一部を助成

【補助額】 上限75万円

空き家家財等処分推進事業

【対象】空家バンク登録者および利用者

【内容】空家バンクを利用した家屋の家財等の処分に係る経費の一部を助成

【補助額】 上限10万円

新規雇用促進助成金

【対象】町内に住所を有する者を正規雇用従業員として雇用した町内事業所

【内容】1事業所につき1年度あたり5人を上限

【補助額】 上限20万円/1人
新卒者：20万円上乗せ

バリアフリー助成事業

【対象】集会所・自治会館の管理者

【内容】バリアフリー化に直接必要な設備等の整備に関する経費の一部を助成

【補助額】 上限50万円/1件

タクシー助成事業

【対象】町内に住所を有する運転免許非保有等の高齢者（65歳以上）であって、次の大字に居住する者

- (1) 立河内・幸地
- (2) 大野原・木部谷

【内容】タクシーの利用にかかる経費の一部を助成

【補助額】 (1) 1,000円助成券5枚/月
(2) 1,000円助成券8枚/月

産業活性化支援事業補助金

【対象】町内に事業所を有する法人、町内に住所を有する個人事業者、新たな取り組みにより町内において事業化を目指す個人等

【内容】地域資源を活かした商品開発や販路拡大のための事業に要する経費の一部を助成

【補助額】 商品開発事業：上限15万円

販路拡大事業：上限20万円

町ブランドロゴマークを商品のパッケージや包装紙等に記載するためのデザイン料については、上限5万円・1事業者1回

創業チャレンジ支援事業補助金

【対象】創業者等

【内容】創業等に要する経費の一部を助成

【補助額】 上限50万円

中小企業育成資金利子補給金

【対象】中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の適応業種を営む中小企業者

【内容】設備資金の融資に係る利子の一部を補給

【補助額】 1企業者に対する対象元金の限度額は1千万円を超えない額。利子補給額は、各会計年度の融資残額について、年4%以内で、対象者が支払う利息の2分の1以内

小規模事業者経営改善資金利子補給金

【対象】町内の小規模事業者

【内容】株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金の運転資金の借入れを行った小規模事業者で、その償還に係る約定利息の一部を補給します

【補助額】 利子補給額は、対象者が支払う利息の2分の1以内：上限5万円/年

緊急信用保証料補給金

【対象】町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者で一定の要件を満たす者

【内容】借入期間5年以上の指定制度融資に関して島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を助成

【補助額】 上限20万円

保健福祉課

緊急通報装置設置等費用助成事業補助金

【対象】次のいずれかに該当する町民税非課税世帯

- ①65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ②高齢者と障がい者のみで構成される世帯
- ③障がい者のみで構成される世帯

【内容】緊急通報サービスの加入初期設置費及び維持経費等の月額費用に要する経費の一部を助成

【補助額】

①期設置費用に対する補助

- ・生活保護世帯 21,000円
- ・非課税世帯 10,500円
(課税年金収入額80万円未満)
- ・非課税世帯 5,250円
(課税年金収入額80万円以上)

②維持費用(月額費用)に対する補助

- ・生活保護世帯 500円
- ・非課税世帯 500円
(課税年金収入額80万円未満)

高齢者補聴器購入費助成金

【対象】満65歳以上の者で、次の要件を満たす者

- ①身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けていない者
- ②両耳の聴力レベルの平均が40dB以上で、耳鼻咽喉科の診療を行う病院又は診療所の医師が補聴器の使用が必要と認める者
- ③介護保険の保険料率が第1段階から第5段階までの者
(本人が住民税非課税)

【内容】補聴器購入費用の一部を助成する

【補助額】上限25,000円

高齢者世帯等エアコン購入費補助金

【対象】①②のいずれにも該当する世帯であって、令和8年1月1日以降に購入し、令和8年9月30日までに設置したもの

- ①次の(1)(2)いずれかに該当する世帯
 - (1)65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
 - (2)障がい者手帳を保有する者のいる世帯
- ②当該世帯に属する各自の所得額が320万円未満

【内容】エアコン購入費用の一部を助成

【補助額】1世帯1台：上限7万円

萩・石見空港利用促進事業

【対象】萩・石見空港を利用した人

【内容】萩・石見空港を離発着する定期便を利用した際の運賃の一部を助成

【補助額】2,000円/片道
4,000円/往復

石見神楽出張上演補助金

【対象】宿泊施設へ宿泊する9名以上の町外者団体

【内容】神楽上演に係る謝礼金の一部を助成

【補助額】4万円/1団体

スポーツ文化交流促進事業

【対象】5人以上の団体でスポーツ文化交流等を町内施設で開催し、町内宿泊施設を利用する者

【内容】スポーツ文化交流等に要する経費のうち宿泊費の一部を助成

【補助額】上限1人1泊当たり1,000円、
1団体1泊当たり100,000円

民間賃貸住宅建設補助金

【対象】町内外に事業所、営業所を有し、建設業の許可のある法人又は個人

【内容】民間賃貸住宅等を建設するもの、又は指定する住宅を改修する経費の一部を助成する

【補助額】

①賃貸住宅(新築)

町内業者：上限70万円/2LDK未満
上限100万円/2LDK以上
町外業者：上限50万円/2LDK未満
上限80万円/2LDK以上

②寄宿舍および下宿(新築)

町内業者：上限35万円
町外業者：上限25万円

③賃貸住宅(改修)

町内業者：上限35万円/2LDK未満
上限50万円/2LDK以上
町外業者：上限25万円/2LDK未満
上限40万円/2LDK以上

④寄宿舍および下宿(新築)

町内業者：上限17.5万円
町外業者：上限12.5万円